

Title	製造物責任法と損害
Sub Title	Les dommages sous l'application de la loi du 1er juillet 1998 sur la responsabilité du fait des produits défectueux
Author	平野, 裕之(Hirano, Hiroyuki)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2011
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.18 (2011. 1) ,p.137- 159
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20110131-0137">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20110131-0137</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 製造物責任法と損害

平野裕之

- 1 はじめに
- 2 事業上の損害と製造物責任法
- 3 第一次侵害を介さない損害の排除——契約上の責任との限界づけ
- 4 おわりに

## 1 はじめに

本稿は製造物責任法の適用のある損害について検討しようとするものである。製品の欠陥による損害についても、①単なる履行利益の賠償は、契約当事者間でのみ問題となり——但し、直接訴権を認めれば、契約連鎖さえあればよい——しかも債権があるから問題とできる利益の保障が問題であるため、「債務不履行または瑕疵担保」<sup>1)</sup>によって排他的に規律がされるべきであり<sup>2)</sup>、製造物責任を——更にはそもそも不法行為責任も——問題にする余地はない。②製造物責任は、そのような損害を超えた、契約当事者間ではいわゆる拡大損害といわれる損害を対象とし、そのため、いわゆるバイスタンダーといわれる商品流通から離れた第三者に生じた損害も、製品の欠陥を原因として生じたものである限り製造物責任を問題とできるのである。

---

1) 特定物の場合にはどの学説でも瑕疵担保責任が問題になるが、不特定物の場合には、法定責任説では、買主による履行認容がない限り債務不履行が適用になり、債務不履行責任説では、履行容認の有無を問わず瑕疵担保責任が適用になる。以下、特に断らず、このような理解を前提として「債務不履行責任または瑕疵担保責任」と表示しておく。

2) 拙稿「権利侵害を伴わない債務不履行ないし担保責任と不法行為」慶應法学7号（2007年）279頁以下。

このように、製造物責任においてカバーされる損害は、一言でいえばいわゆる拡大損害であるが、履行利益の賠償は含まれず<sup>3)</sup>、不法行為法上の一般的保護法益（権利も含めて）を侵害することが必要となる。敷衍しよう。

いわゆる履行利益の賠償は、債務不履行責任においてのみ問題になり、不法行為が同時に成立しいわゆる請求権競合の問題を生じることではなく、基本的に不法行為法に属する製造物責任についても同様である。この点は履行に代わる利益の賠償といった純粋な履行利益の賠償については、その通りであり疑問の余地はない。履行利益の填補は、債権があるから主張できる損害の賠償であり、債務不履行を理由とする損害賠償しか考えることができない。例えば、売買契約が成立していないのに、A所有の財産の引渡しを受けないからといって、BがAにその財産の引渡しがあったならば得たであろう利益の賠償請求をできるはずはない。売買契約が成立し債権があるからこそ、債権の効力として賠償請求が基礎づけられるに過ぎない。売買契約が成立している場合に初めて、買主は売主に履行に代わる損害賠償を請求できるが、その場合の単なる履行利益の不獲得について、不法行為がまた製造物責任は別個に成立する余地はない。

ところが、履行利益と紙一重であるが、欠陥を原因とした消極的損害（逸失利益）であっても、所有権等の財産権侵害<sup>4)</sup>、更には営業ないしは信用の侵害

- 
- 3) 履行利益や給付利益といった概念の内容は必ずしも明らかではなく、また、これらの概念の持つ意義も必ずしも明確にはされていない。履行があれば得られた利益の不獲得（消極的損害）、履行があれば生じなかった損失（積極的損害）が、履行利益の賠償といえるが、このような理解では、拡大損害が生じる事例も履行利益の賠償に含まれる（物品運送でちゃんと運送してれば、目的物は損傷しなかった等）。このような意味での履行利益の賠償を前提とすると、①給付義務の不履行により拡大損害が生じる場合と、②付随的注意義務の違反により拡大損害が生じる場合とが考えられるが（①は契約当事者にしか問題にならないが、②は第三者にも生じる）、製造物責任が問題になるのは後者である。履行利益・信頼利益といった契約をめぐる損害論については、高橋眞『損害概念論序説』（2005）参照。
- 4) 例えば、戸建て住宅の販売が、周辺住民の違法な反対運動により妨害され、販売が遅れた、またその結果、建物が古くなりないしは不動産不況による不動産全体の価値下落により、適時に売却していたならば得たであろう利益を受けられなくなった場合、この差額を損害として賠償請求できるが、権利ないし利益侵害の構成としては、販売用住宅の所有権侵害、不動産建築販売業の営業の侵害を問題にすることができる。

と構成して<sup>5)</sup>、不法行為の成立を認めることが考えられる<sup>6)</sup>。このように、第一次侵害として財産権、営業または信用の侵害という説明を認めるならば、経済的損害について、特定の財産を物理的に侵害しなくても、不法行為の成立を認めることは可能となる。では、不法行為を問題にする余地があるからといって、直ちに製造物責任の成立を認めてよいのであろうか。その製品が欠陥故に売れなかったという転売差益の不獲得という逸失利益を問題にするのではなく、欠陥製品を販売したり料理に出したりしたために販売業者等の信用が低下したため、欠陥製品の転売差益に限らず、買主の商品全体の売り上げが下がったような場合に、そのような損害を賠償請求できるとしても、これが製造物責任のカバーする損害と考えてよいのであろうか。この点、アメリカ法では純粋経済損害は製造物責任の対象とはされず、また、EC指令では事業損害を賠償範囲から除外したので、そもそもこのような損害は製造物責任では救済されない。

この点について、わが国の製造物責任法は必ずしも明確な規定をしていない。詳しいことは後述するが、製造物責任法の立法に係わった升田純教授は、次のように説明をしている<sup>7)</sup>。

「純粋経済的損害が英米法でも解釈が分かれていること、日本の不法行為上純粋経済的損害が理論的に排除されてきたものではないこと、製造業者等の製品事故に関する損害賠償では裁判上純粋経済的損害を理論的に排除してきたものではないこと、過大な損害賠償が認められないように裁判所による賢明な判

---

5) いわゆる間接損害として、個人企業について経営者の負傷により会社の収益が減少した場合に、会社がその損害を賠償請求でき、その他、例えば風評被害による企業や農業の損害の賠償が問題になる。

6) この点について、升田純「損害賠償の実務と経済的損害」中央ロー・ジャーナル1巻2号(2005)54頁以下参照。同82頁は、裁判例を紹介・分析した後に(最高裁判決はない)、結論として、「個々の裁判例ごとの経済的損害に対する考え方がまちまちであるため、これを踏まえて運用される損害賠償の実務では、信頼に足る先例は形成されていないといえることができる」と述べている。

7) 升田・前掲論文(注6)62頁。

断を期待することができること等の事情から、製造物責任に基づく損害賠償から純粋経済的損害を排除するとの明文の規定を設けることにはならなかったのである。要するに、製造物責任法の制定に当たっては、純粋経済的損害は明文の規定で損害賠償の範囲から除外するというのではなく、裁判所の賢明な判断が積み重ねられ、適切な裁判例の形成によって妥当な取扱が期待されていたわけである」（下線は引用者による）。

そもそも純粋経済損害は英米法の概念であり、日本における議論とどうかみあわせればよいのか自体が問題であり、わが国のこれまでの理論に引き下ろして考察をする必要がある。ただし、純粋経済損害については解釈に委ねるつもりであったということは、上記は立法に関係した者の言であり、無視はできない。そこで、先ず、①そもそも事業損害が製造物責任の対象とならなければ、上記の損害は当然に製造物責任法の対象外になるので、製造物責任法が事業損害をカバーするものなのかを検討し、②これが肯定された場合に（結論を先に述べると、肯定される）、次に純粋経済損害が製造物責任法の対象になるのか否かについて検討をしたい。

## 2 事業上の損害と製造物責任法

### (1) 製造物責任法 1 条について

#### (a) 「人」の解釈

製造物責任法 1 条は、製造物責任法の目的につき、「この法律は、製造物の欠陥により人の生命、身体又は財産に係る被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」と規定している。

この規定における「人」をどう理解するかにより、その適用範囲に影響がでてこよう。民法において、「人」は、民法第 1 編「総則」第 2 章の表題となっており、これは第 3 章「法人」に対して自然人のみを意味する用語である。も

しこの民法の用語に従って解釈すれば、「人」＝「自然人」に限られ、自然人である限り「個人」＝消費者（消費者契約法2条1項）であることは必要ではなく、事業活動において「事業者」が被害を受けた場合でもよいことにはなるが、法人は営利法人か否かを問わず対象にはならないことになる。

(b) 事業損害を含むと解釈するのが一般的

しかし、立法の沿革からして、製造物責任法1条の「人」は消費者に限らず、また事業者も排除されないどころか、法人も含まれると考えられている。立法過程では、製造物責任法を「消費者」保護立法にしようという流れがあったのを、それを否定する趣旨で「人」に変えたという経緯があり、一切の法主体を念頭に置いているのである。次に、立法関係者の説明によりこの点を詳しく確認しておこう。

(ア) 立法担当者の説明など 立法関係者（川口）によって、「本法における被害者は、自然人のみならず法人をも含む趣旨である」、「このため、本法では、目的を消費者利益の擁護又は増進に限定せず、広く『被害者の保護を図る』ことを目的としている」と、法人も含むことが明瞭に説明されている<sup>8)</sup>。また、他の立法関係者（升田）も、製造物責任法1条の「人」とは、自然人に限らず法人も含むと明言している<sup>9)</sup>。学説でも、後述するように立法論的批判は有力ではあるが、現行法の解釈として異論はない<sup>10)</sup>。

(イ) 立法過程では消費者保護に限定する予定であった 製造物責任立法が議論されていた1990年代の初め、またそれ以前から、製造物責任は消費者保護の流れの中で検討されてきており、製造物責任立法は消費者保護立法として予定されていた。但し、個人の場合には事業者であっても、その生命、身体への侵害については製造物責任法の保護が必要ではないかという留保があった。そ

8) 川口康裕「製造物責任法の成立について」ジュリスト1051号（1994）46頁。

9) 升田純『詳解製造物責任法』（1997）187頁、山本庸幸『注釈製造物責任法』（1994）77頁。他にも、経済企画庁国民生活局消費者行政第一課編『逐条解説製造物責任法の解説』（1995）9頁、通商産業省産業政策局消費経済課編『製造物責任法の解説』（1994）61頁も同様の説明をする。

10) 永田眞三郎「製造物責任法の解説」自由と正義46巻2号（1995）等。

のため、立法の選択肢としては以下のいくつかのものが考えられた。

- ①消費者保護だけにする（自然人でも事業者としての被害は除外）
- ②自然人に保護を広げる（事業者でも個人の場合には含まれる）
- ③消費者は全ての侵害、事業者は個人に限り生命、身体への侵害につき保護する。
  - ②との差は、個人事業者の財産侵害は保護の対象にはならない点にある。
- ④全ての者を保護する（法人でもよい）

以下に述べるように、立法論としては、①の提案もあったが、③が有力であった。事業者を除外すると、事業者が個人の場合にも一切保護されなくてよいのかという疑問を生じ、③のような修正が提案されたのであるが、他方で、買主ではなく、いわゆるバイスタンダーと呼ばれる第三者が損害を被った場合には、事業者が否かで法的保護に差があってよいのか疑問が残り、④のような微妙な議論をしないで済む解決が簡単でよいことになる。最終的に、立法で採用されたのは、立法関係者によれば④であった。

❶ ①または②による立法提案 製造物責任研究会によって作られた製造物責任法要綱試案（1975年10月）では、「消費者の保護を図ることを目的とする」とその1条に明示していた。しかし、他方で、無過失責任を明記した3条では、「生命、身体又は財産に損害を受けた自然人に対し」と、自然人であれば事業者として損害を受けても保護されるかのようであり、②の立法によっているかのようにも読める。

他方で、1990年私法学会報告者グループによる「製造物責任立法への提案」（1990年10月）も、その1条で「消費者の私的利益に生じた損害について」と限定していた。PL立法研究会（責任者 加藤雅信）「立法提案・製造物責任法」（1993年4月）<sup>11)</sup>の1条も消費者保護を目的として明示する。いずれも、無過失責任の規定の部分では、特に自然人といった規定の仕方はしていない。東京弁護士会による「製造物責任法試案」（1991年1月）も消費者保護を目的とすることを

---

11) 加藤雅信編『製造物責任法総覧』（1994）40頁以下。



その1条に明記する。その3条では「生命、身体又は財産に損害を受けた者に対し」と、「者」に広く規定がされている。目的規定から考えて、消費者が被害を受けた場合に限定されることになる。

先にもふれたように、製造物責任法の適用を消費者に限定しようというのが、立法が議論された当初の支配的な理解であった。国民生活審議会消費者政策部会最終報告「総合的な消費者被害防止・救済の在り方について」（1992年10月19日）は事業上の損害を製造物責任の対象から除外することを提案している<sup>12)</sup>。産業構造審議会総合製品安全部会総合製品安全小委員会紛争解決ルール専門委員会「紛争解決ルールにかかる法的論点について」（1993年9月）も、事業者が生じた損害を製造物責任法の対象とすることを適切ではないとしていた<sup>13)</sup>。また、産業構造審議会総合製品安全部会「事故防止及び被害救済のための総合的な製品安全対策の在り方について」（1993年11月10日）は、事業者が生じた損害を製造物責任法の対象とすべきではないが、個人事業者については留意が必要であるとしていた<sup>14)</sup>。

② ③による立法提案　社会党による「製造物の欠陥による損害の賠償責任に関する法律案」（1992年11月）は、その1条で「消費者の保護」を目的として明示しつつも、その3条で、事業について生じた損害を除外するが、事業者が個人である場合にその生命又は身体の侵害は別とするという内容の条文提案をしている。公明党による「製造物の欠陥による損害の賠償責任に関する法律案」（1992年5月27日）の3条、共産党による「製造物責任法（案）」（1994年4月）の3条も同様である。これらは③の立法であることを無過失責任規定のところで明らかにしている。

③ ④による立法提案　他方で、日本弁護士連合会「製造物責任法要綱」（1991年3月）は、消費者保護に目的を限定していない。また、その3条の無過失責任規定でも、「生命、身体又は財産に損害を受けた者に対し」と広く規定

12) 小林秀之『製造物責任法』（1993）307頁による。

13) 通商産業省産業政策局消費経済課編前掲書（注9）115頁による。

14) 通商産業省産業政策局消費経済課編前掲書（注9）77頁による。



がされている。

### （c） 製造物責任法1条の検討

製造物責任法は、議論として有力であった①～③を採用せず、比較法的にまれな④の立法を採用した。起草過程を無視して文言だけを見れば、製造物責任法1条の「人」とは民法の「人」即ち自然人であるという解釈も不可能ではない（②の解釈）。しかし、立法過程において「人」としたのは「消費者」に限定しない趣旨であったことからすれば、自然人には限定しないという解釈に異論を挟むことは無理であろう。

しかし、比較法という観点からは、事業者にまで、消費者と同じ保護を与える必要があるのかは疑問の残されるところであり、加藤雅信教授は、ヨーロッパでもアメリカでも、製造物責任の無過失責任化によって保護されるのは消費者だけであり、製造物責任法が事業者をもその保護範囲に含めたことを立法論として批判する<sup>15)</sup>。

但し、契約をした事例のみならず、例えば欠陥車による事故に巻き込まれて、自然人所有の自動車と法人所有の自動車とが損害を受けた場合に、法人だから保険などで対処しておくべきだとして、自然人の保護だけに限定するのはあまり説得的ではない。また、事業者を除外すると、自然人である事業者の場合に、個人としての財産損害と事業者としての財産損害との区別が容易ではない場合もある。従って、現行製造物責任法のような立法もあり得る選択肢ではある。

## （2） 製造物責任法3条について

本稿の議論に最も関係のある条文は、製造物責任法3条の「製造物責任」を規定した条文である。同条は「製造業者等は、その製造、加工、輸入又は前条第3項第2号若しくは第3号の氏名等の表示をした製造物であって、その引き渡したものの欠陥により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が当該製造物に

---

15) 加藤・前掲書（注11）13頁以下。

ついでのみ生じたときは、この限りでない」と規定している。製造物責任が成立するためには、「欠陥により」「生じた損害」では足りず、「欠陥により」「生命、身体又は財産を侵害し」て「生じた損害」であることが必要なのである。

この規定から、①「生命、身体」の侵害は自然人についてしか考えられないが、②「財産」の侵害は自然人・法人を問わずに考えられるため、法人も製造物責任法の適用を受ける被害者になることになる。従って、先にみた製造物責任法1条が製造物責任法の適用を消費者に限定しない以上、3条の保護主体も自然人に限定されず、自然人か法人か、事業者か個人（消費者）かを問わず適用されることになる。製造物責任法3条については、次に詳しく検討することにした。

### 3 第一次侵害を介さない損害の排除——契約上の責任との限界づけ

#### (1) 問題の整理

製造物責任の保護を受ける主体に限定がないとしても、欠陥によって生じた損害がすべて製造物責任によって救済されるわけではない。

①先ず、冒頭に述べたように、履行利益の賠償のように、債務不履行責任または瑕疵担保責任の排他的規律領域に属する損害については、そもそも債務不履行または瑕疵担保責任によってのみ規律されるべきである（製造物責任法が適用にならないのみならず、民法の不法行為責任も認められない）。目的物の品質についての問題は、債務不履行責任または瑕疵担保責任によって解決され（買主による履行認容の意思表示がある場合には、不特定物でも瑕疵担保責任が適用される<sup>16)</sup>）、製造物責任は問題とはならないというのが、一般に理解されている考えであるといえる。②そのため、債務不履行責任または瑕疵担保責任の排他的規律領域に属さない損害、いわゆる拡大損害が生じる場合のみが問題になる。

---

16) 買主が瑕疵担保責任の適用を主張する場合には、買主による売主に対する瑕疵を知りつつ履行として認容する旨の意思表示があったことを証明することが必要になる。瑕疵を知らずに受領しただけでは、履行認容にはならない。

ところが、拡大損害といえるためには、財産の有形的な侵害に限るのか、それとも、信用、営業といったいわば無形の財産侵害でもよいのかは、更に問題になる。欠陥製品事故というと、有形的な侵害をイメージしがちであり、財産侵害としては物が滅失したり損傷を受ける、具体的には有毒のペットフードによりそれを食べたペットが死ぬといった事例を想定してしまうからである（損害は財産損害、精神損害を問わない）。しかし、有形的侵害がない場合でも、欠陥製品自体の転売差益の損害ではなく、レストラン等が欠陥製品により信用を害され営業に打撃を受けて、売り上げが下がったような場合も考えられる。このような事例も拡大損害の事例として、製造物責任法の適用を認めてよいのであろうか。

## （2）製造物責任法3条——賠償の対象となる損害を制限

### （a）損害を制限した趣旨と賠償されるべき損害

先に確認したように、製造物責任法3条では「他人の生命、身体又は財産を侵害した」ことが必要とされ、「欠陥により生じた損害」が全て製造物責任法の賠償範囲に含まれるのではない。民法709条が故意または過失によって損害を生じさせれば責任があるのではなく、「権利」侵害により損害を生じさせるという要件を加えることにより（現代語化に際して「法律上保護される利益」にも拡大——それ以前の判例を明文化したもの）、不法行為の成立範囲を限界づけたのと同様の制限がされているのである。

もっとも、その趣旨は、民法709条とは異なる。民法709条は、不法行為一般について成立範囲を制限することにより、行動の自由との調整をして経済社会の発展に対して不法行為制度が足枷にならないようにする政策的配慮をしているが、製造物責任法3条はそれを製造物責任において具体化したものではなく独自の趣旨に基づくものである。①一方で、債務不履行責任や瑕疵担保責任の規定があるのに、製造物責任を適用することによってその存在意義が奪われないようにするという趣旨がある。換言すれば、履行利益の賠償といった取引損害については、債務不履行規定や瑕疵担保規定に任せ、製造物責任法の適用を

否定しようとするものである。②他方で、無過失責任である製造物責任の適用領域を制限して、製造者らに過度の責任負担となることを避けようとする政策的考慮も考えられる。

①の趣旨だけであれば、(1)に指摘した営業や信用侵害は製造物責任の対象になるが、②の趣旨からは、政策的にここまで拡大することを制限することも可能である。「財産を侵害した」というのは、④金銭の支出をさせたというのでは足りず、例えば欠陥の調査や修理を業者に依頼してその報酬を支払ったというのでは、製造物責任の対象にはならないが、⑤営業や信用侵害といった別個の法益侵害が侵害され、それにより営業収益が減少するという損害（逸失利益）が生じた場合は別である。製造物責任法3条本文の「財産」侵害の解釈にかかわる問題である。

この問題は、事業上の損害を排除すれば問題は生じなかったが、これを排除しなかった以上は、営業や信用侵害を排除する理由はないであろう。従って、原告の製造物以外の所有物が製造物の欠陥によって滅失ないし損傷した場合だけでなく、レストランのように食品の欠陥によって、レストランの信用が害され営業上の損失を受けた場合にも、「財産」侵害により損害が生じた事例として、製造物責任法の適用を認めてよい。この「財産」の侵害の点については、改めて(3)で詳しく検討することにした。

#### (b) 製造物責任法3条但書について

(ア) 製造物責任法3条但書の趣旨 製造物責任法3条本文の「財産」の侵害には、欠陥ある製造物自体の滅失・損傷も含まれるのかについては疑問が生じる。しかし、この損害は、履行利益の問題として、債務不履行または瑕疵担保の排他的規律領域なので製造物責任法を適用するのは適切ではない。そのため、製造物責任法は3条但書で、「ただし、その損害が当該製造物についてのみ生じたときは、この限りでない」と、同3条本文の「財産」侵害に製造物自体の滅失・損傷のみが生じたに過ぎない場合は含まれないことを明記した。

これから分かるように、製造物責任の適用除外とされる損害は次の2つである。

①何ら財産（生命、身体もちろん）侵害なしに生じる損害（財産損害、精神的損害）

②製造物それ自体の侵害により生じる損害（財産損害、精神的損害<sup>17)</sup>）

①は「財産」侵害という要件を満たさないので直ちに法3条の適用が排除されるが、②は一応「財産」侵害があるので問題になるため、上記のように製造物責任法3条但書により、「製造物」それ自体の侵害は「財産」の侵害には含まれず、「財産」の侵害は「製造物」以外の「財産」の侵害が必要であることを明記したのである。従って、本稿で検討すべき問題は、製造物責任法3条本文の「財産」の解釈である。

（イ）拡大損害も同時に発生する場合　なお、製造物責任法3条但書は「当該製造物についてのみ生じたときは」となっていて、他に拡大損害が発生した場合には、例外的に他の損害と共に製造物自体の損害についても製造物責任法3条本文により製造物責任に基づいて賠償請求ができると考えられている<sup>18)</sup>。しかし、本当にこのように反対解釈することが許されるのかは疑問がある。

製造物責任法3条但書の反対解釈により拡大損害が生じた場合には、製造物それ自体の損害も賠償請求できるとしたとしても、2つの解釈の可能性がある。①先ず、別々の法的根拠に基づき請求させるのは煩雑であるから、政策的に請求を一本化させたので、拡大損害が生じている限り、全ての損害を製造物責任に一本化して根拠づけることを認める、または、②あくまでも無過失責任である製造物責任が認められるのは、実質代金減額であり無過失責任と構成して問題のない製造物そのものの損害だけに限定すべきであり、それ以外の履行利益の損害については、拡大損害が生じても、製造物責任によるべきではなく、債務不履行または瑕疵担保責任によるべきであるという解決である。

---

17) 例えば、子犬や子猫を飼ったが、病気に感染していて、数か月飼った後に死亡した場合には、飼ったことにより愛情が高まるので、その死亡により精神的な苦痛を受ける。

18) 経済企画庁国民生活局消費者行政第一課・前掲書（注9）102頁、山本・前掲書（注9）86頁、小林・前掲書（注12）31頁等。EC指令では、製造物自体の損害は損害賠償の対象から所外されており（9条(b)）、かつ、このような例外も認めていない。

この点、先ず①の解釈は、本来、過失責任または免責立証が可能な債務不履行責任ないし瑕疵担保責任の排他的規律領域の損害なのに、どうして拡大損害が生じた場合に限り、無過失責任でよいのか、政策的な便宜的解決ということで正当化できるとは思われない。かといって、②も中途半端である。どうせ別々に請求させるのであれば、製造物それ自体の損害も含めて、製造物責任とは別に債務不履行責任または瑕疵担保責任によらしめるのが適切である。それでも、製品それ自体の損害については、危険負担的な思考もあわせ考慮して無過失責任ないし免責立証を認めなくてもよく、敢えて製造物責任法によらしめる必要性もない。

そのため、筆者としては、敢えて第3の解釈を提案したい。「のみ」という規定に敢えて反対解釈を可能とする特別の意味を認めず、拡大損害が生じても、製造物そのものの損害についてはそもそも3条本文の適用はなく、但書は本文を修正する規定ではなく確認規定に過ぎないと考えたい。

### (c) 比較法

反対解釈をするかどうかの点は措くが、製造物責任法のような処理は、比較法的にも支持されるべきものであることを確認しておきたい<sup>19)</sup>。先ず、アメリカ法では、人身損害や財産損害なしに生じる経済損害 (economic loss) については、欠陥製品の修理費用、取替費用、欠陥による価格の減少、欠陥がなければ得べかりし利益の賠償などについては、圧倒的多数の州の裁判所では、これは契約法の領域の問題であり、統一商法典 (UCC) の定めるルールに任せるべきであるとされている<sup>20)</sup>。第3次不法行為法リステイトメント (製造物責任) 1条の「人身または財物に対する被害」の定義規定が21条にあり、(c)項は「欠陥ある製品自体を除く原告の財物に被害が生じた場合」と規定している。また、

---

19) 例外として、韓国製造物責任法は、その目的規定で被害者保護とのみ規定し、消費者保護に限定せず (1条)、また、製造物責任規定においても、生命・身体又は財産に対して損害 (当該製造物に対してのみ発生した損害を除く) を賠償すべき損害としており (3条1項)、日本の製造物責任法に非常に似たものになっている。

20) 安田総合研究所『製造物責任—国際化する企業の課題』(1989) 113頁。

EC指令においても、製品それ自体の損害を除外することにより、拡大損害が生じる事例であることを必要なものと明示し、かつ、財産の侵害について個人的な使用、消費が意図されている財産であることを要件とし、また、そもそも事業用の財産に対する侵害は除外されている（EC指令9条）。

### （3）製造物責任法3条の「財産を侵害した」の解釈について

#### （a）起草過程について

生命、身体、財産を侵害する拡大損害を生じない、いわゆる純粋経済損害への製造物責任法の適用については、立法過程でも否定的立場が支配的であった。産業構造審議会総合製品安全部会総合製品安全小委員会紛争解決ルール専門委員会「紛争解決ルールにかかる法的論点について」（1993年9月）も、純粋経済損害を製造物責任の対象とすることは適切ではないとしているが<sup>21)</sup>、これは事業者の損害を除外するという考えと連動したものである。また、産業構造審議会総合製品安全部会「事故防止及び被害救済のための総合的な製品安全対策の在り方について」（1993年11月10日）は、「人的損害及び物的損害がない品質に係る瑕疵のように当該製造物自体の損害については、製造物責任の損害には含まれないとする考え方」を適当と評価している<sup>22)</sup>。

国民生活審議会消費者政策部会報告「製造物責任制度を中心とした総合的な消費者被害防止・救済の在り方について」（1993年12月10日）は、①欠陥製品自体の損害については、契約責任や瑕疵担保責任によるべきであるが、拡大損害が生じた場合にはバラバラになるのは面倒なので、製造物責任であわせて賠償請求をすることを認めるのが便利であるとし、また、②純粋経済損害については、製品の欠陥に起因する店舗の閉鎖による休業損害を例にして、「そもそも製造物責任が対象とする損害には馴染まない」ことなどから、対象にすることを否定する<sup>23)</sup>。国民生活審議会消費者政策部会最終報告「総合的な消費者被害

21) 通商産業省産業政策局消費経済課編・前掲書（注9）115頁による。

22) 通商産業省産業政策局消費経済課編・前掲書（注9）77頁による。

23) 通商産業省産業政策局消費経済課編・前掲書（注9）178頁による。



防止・救済の在り方について」(1992年10月19日)も純粹經濟損害を製造物責任の対象から除外することを提案している<sup>24)</sup>。

PL法連立与党プロジェクト「製造物責任法に関する連立与党プロジェクトの検討結果について」(1994年4月4日)も、「拡大損害を生じない場合には、契約責任で十分対応できること等から製造物自体の損害を製造物責任の対象としないことが相当である」という<sup>25)</sup>。

(b) 立法担当者の説明等

① 立法担当者による説明 立法担当者からも、先に述べたように法人も被害者に含めるため、財産の侵害には事業用損害も含まれるが、製造物責任法3条但書の「ただし、その損害が当該製造物についてのみ生じたときは、この限りでない」という趣旨について、「本法は、拡大損害が発生していない場合の製造物自体の損害は、損害賠償の対象としていない」と説明される<sup>26)</sup>。これは瑕疵担保責任や債務不履行によらしめるつもりであるとされ、他の財産を侵害せず拡大損害を生じない事例には、製造物責任法が適用されないということになる。他の立法担当者も、「損害がその欠陥のある製造物についてのみ生じた場合には製造物責任法を適用しないとされているから、拡大損害が生じなかった場合には、製造物責任が適用されない」と明言する。その理由については、「製造物責任の沿革、拡大損害が生じていない場合においては製造物責任による被害者の保護を必ずしも必要としないこと、拡大損害が生じていない場合には欠陥と欠陥に至らない品質上の問題との判断が困難であること、軽微な被害につき製造物責任という厳格な責任を認めると、暴力団等による悪質クレームを誘発しやすいこと等の事情が考慮されたものであり、主として政策的な配慮から、この種類の損害が生じた場合には、製造物責任を適用しないことにしたのである」と説明がなされている<sup>27)</sup>。

---

24) 小林・前掲書(注12)307頁による。

25) 通商産業省産業政策局消費経済課編・前掲書(注9)246頁による。

26) 川口・前掲論文(注8)49頁。

27) 升田・前掲書(注9)705～706頁。

通商産業省産業政策局消費経済課編・前掲書（注9）132頁以下も、製造物責任法3条但書は、拡大損害を生じない場合の、欠陥を有する製造物自体の損害を、填補すべき賠償の対象にしないとの趣旨を明らかにしたものであると説明する。

② 解釈論について 法3条の解釈としても、拡大損害を介さない経済的損害については、賠償範囲に含めない否定的見解が支配的であり、異論はないといってよい。例えば、次のようにいわれる。

『『財産の侵害』がないのに財産的損害が発生した場合（いわゆる純粋財産損害）はどうか。例えば、製品の欠陥によって店舗を閉鎖したために休業損害が生じたとか、ビルの変圧器から煙が出て停電したために仕事ができなかったが、変圧器やビル等には何ら損害もなかった場合である。この場合の消極的損害（逸失利益または得べかりし利益）は財産的損害ではあるが製造物責任の対象とする損害になじまないこと、この損害は消費者個人よりも企業にとって意味をもっていること、これを認めると損害の範囲が無限定に広がることから製造物責任法の賠償すべき損害の範囲に含まれていない<sup>28)</sup>。

その他にも、小林教授も、拡大損害が生じている場合には、事業上の損害も製造物責任法により賠償されてしかるべきであるが、拡大損害が生じていない場合には、製造物責任法3条但書により製造物責任法が適用されないことを認める<sup>29)</sup>。

このように、製品に欠陥があっても拡大損害が生じなければ、製造物責任法の適用は認められないというのが一般的な理解であるが、拡大損害の前提である第一次侵害の対象が「財産」の場合に、営業や信用侵害でもよいのかについては、明言はされていない。正に、冒頭に紹介した升田氏の説明通り、解釈に任されることになる。

### (c) 判例について

本稿で扱う問題に関係する裁判例は2つしかない。しかも、製造物責任法の

28) 岡本佳世ほか『企業のPL対策』（1995）123頁。

29) 小林・前掲書（注12）31頁。

適用の可否は争点とはなっておらず、何ら議論なしに製造物責任法の適用が肯定されている。なお、製造物責任法制定前の判例であるが参考となる判例が1つあるので、あわせて紹介しておこう。

① 東京高判昭50・6・30判タ330号287頁 本判決は、製造物責任法が制定される前の事例であるが、一般論として、次のように述べている。

「製造物責任によって保護される損害は、原則としてその商品の瑕疵・欠陥によつて消費者その他の第三者の被った人的・物的損害、即ち、講学上のいわゆる『積極的債権侵害』（たとえば、欠陥自動車のため事故を起し傷害をうけた等）でなければならない。商品の瑕疵・欠陥に基く商品価値の減少それ自体の損害（完全な商品として代金を定めて取引したのに瑕疵・欠陥のためより低い価値しかない場合における右代金額との差額）は、製造者らの詐欺行為等特別の事情がない限り、製造物責任の対象である損害に含まれないと解するのが相当である。……本件において被控訴人の主張する損害は本件マンションの瑕疵補修費用であるから、瑕疵により減少した商品価値それ自体で、製造物責任の対象たる損害ではない」（下線は引用者による）。

② 東京地判平13・2・28判タ1068号181頁 Yが輸入したオリーブの瓶詰がボツリヌス菌により汚染されていたため、X<sub>1</sub>がこれを購入して食事に出したところ、客のX<sub>2</sub>らが食中毒になった事例で、X<sub>2</sub>らがYに対して製造物責任法3条、2条3項3号に基づき損害賠償を請求できるのはよいが、問題は、X<sub>1</sub>による営業損害と信用損害の賠償請求である。この点、東京地裁は、Yは製造物責任法3条によりXらに生じた損害を賠償する責任があると述べた上で、営業損害と信用損害も賠償請求できることを当然の前提として、損害額の認定が議論されているに過ぎない。具体的な損害額の認定は、①X<sub>1</sub>が本件事故により8日間の休業を余儀なくされた結果被った営業損害は、少なくとも80万円を下回らないものとする。②信用損害については、営業停止を命ぜられた平成10年8月14日から平成11年8月18日までの一年余りの期間にわたり信用損害を被ったものと推認される、休業を余儀なくされた平成10年8月14日から同月21日までの8日間については、営業損害について損害が填補されることに

なるので、同月22日以降の信用損害が賠償の対象となるとし、民訴法248条を適用してその損害額を認定している。信用の侵害は営業停止を命ぜられた平成10年8月14日に始まるものと考えられ、その直後である同年9月1日から同年12月31日までの4か月間の売上総利益は、本件事故の前年である平成9年の同時期のそれと比べると、181万9685円減少していることが認められ、X<sub>1</sub>の営業に関し生じた信用損害の額は、右4か月間の前年同時期との差額の約1.5倍である270万円をもって相当と判断する。

この判決は、X<sub>1</sub>が営業損害を受けた、信用損害を受けたと主張したのに答えて、製造物責任法3条本文の「財産」侵害の有無について、何ら議論することなく、裁判所は製造物責任法の適用を肯定している<sup>30)</sup>。好意的に評価をすれば、営業ないし信用侵害を「財産」侵害と認めて、拡大損害事例の一種であると肯定し、製造物責任法の適用を肯定した裁判例としての先例性が認められよう。

③ 東京地判平15・7・31判時1842号84頁、判タ1153号106頁 オーディオメーカーであるXが、スイッチ部品等の製造販売メーカーであるYに対して、Yの製造販売したスイッチを用いてXがカーオーディオを製造販売したが、スイッチの不具合により自動車のバッテリー上がり等が生じたため、製造物責任法に基づいて損害賠償を請求した事例である。この事例もスイッチのために完成品であるカーオーディオが欠陥製品になったというだけで、事故が生じてカーオーディオが滅失・損傷したというものではない。裁判所はこの点何ら説明することなく、製造物責任法の適用を肯定している。

自動車カーオーディオの欠陥により、カーオーディオ部分の価値が低下し

30) 升田・前掲論文（注6）78頁も、製造物責任という厳格責任に基づく損害賠償に当たって営業上の逸失利益を認定・算定するには、一般の不法行為の場合よりも控え目に認定・算定することが必要であると述べるだけで、製造物責任の適用を特に問題視することはない。升田純『最新PL関係判例と実務〔第2版〕』（2010）98頁は、「本判决で注目されるのは、レストランの製造物責任に基づく損害について、営業損害、信用損害を認めているが、これは、理論的にも、事例としても、先例としての意義をもつものである」と評し、先例としての価値を肯定している。

たという損害を受けたものであり、自動車自体が滅失や損傷したという事例ではない。原告の請求した損害は、①F Tスイッチの絶縁抵抗劣化の原因調査費、②出荷前完成品及び工程流動品の手直し費用、③市場流動製品の回収手直し費用、④サービス対応費、⑤サービス用O/Tマイコン代、及び、⑥チューナー解析調査費用である。裁判所はこれらについての法3条の適用の可否を特に議論することなく（当事者の主張の争点になってなかったため）、同適用を肯定したのである。

しかし、これらは債務不履行または瑕疵担保責任による損害賠償の対象であり、拡大損害が生じているわけではない。物理的な侵害がなくても、営業や信用侵害があるとしてその賠償を認めているものでもない。このように、この事例では、事故原因が争点とされたため、製造物責任法の適用という法解釈的な議論はされておらず、適用を所与の前提として欠陥の事実認定が争点とされたのであり、法解釈としては大いに問題があるところである。評釈としてもこの点に関係した疑問が示されている。製造物責任法3条但書との関係で、「本件は法律の解釈・適用に関しても議論の余地があるのではなからうか」といった疑問提起がされ<sup>31)</sup>、また、製造物責任法3条を問題にするのではなく「欠陥」の問題について、単なる「品質の瑕疵」は含まれないのであり、本件について「スイッチが『安全性』を欠いていたと即断できるかは疑問の残るところである」と指摘している<sup>32)</sup>。いずれの評釈も、観点こそ異なるが、事故ないし拡大損害が生じていない事例に製造物責任法を適用することへの違和感を直感的に感じ取ってのものであり、法律家としてその感覚は高く評されよう。

#### (4) 「財産」侵害についての検討

繰り返すが、「財産」侵害という拡大損害が生じない事例は、①欠陥ある製造物それ自体も、欠陥により滅失または損傷を受けていない場合、及び、②欠陥ある製造物それ自体だけが、欠陥により滅失または損傷を受けた場合とが考

31) 無署名「判批」NBL768号7頁。

32) 浅井弘章「最近の製造物責任訴訟について」金融・商事判例1180号3頁。

えられる。製造物責任法3条本文で生命、身体その他には「財産」侵害という拡大損害の発生が要件として特に規定されているため、①は排除されるが、②は「財産」侵害になるのではないかという疑義が生じるために、製造物責任法3条但書でこれを適用除外とすることを明示したのである。そして、既に述べたように、3条但書の「のみ」という文言に大きな意味を認めるべきではなく、拡大損害が生じた場合にも、製造物責任法の適用のあるのは拡大損害の部分だけであり、製造物それ自体の損害については、滅失・損傷も含めて製造物責任ではなく、債務不履行責任または瑕疵担保責任によるべきである（不法行為責任も排除される）。

問題は、「財産」侵害による損害であるが、金銭を支出させるという損害自体では、「財産」侵害という第一次侵害がないので製造物責任法3条の適用はない。欠陥の調査・修理等の費用がその例である。しかし、製造物責任法を消費者保護法制とはせず事業者も保護範囲に含めた以上、「財産」を、所有権といった財産権に限定する必要はなく、これを権利と構成するか利益ないし法益と構成するかは措くが（製造物責任法3条は「財産」としており、財産権に限定していない）、営業や信用を1つの保護されるべき権利ないし利益（法益）と考える限り、その侵害が肯定できる限りはこの侵害による損害にも「財産」侵害として製造物責任法を適用してよいであろう。これをその適用範囲から除外するというのは、正に事業上の損害を排除するという考えであり、これは製造物責任法1条の目的の制定に際して採用されなかったのであり、確かに立法論としては疑問視できるが、解釈論として製造物責任法が事業者にも適用がある以上はこう考えざるを得ない。

こうして、判例①（製造物責任法制定前であるが）が欠陥の修補費用を製造物責任の問題ではないとしたのは適切であり、また、判例②が、営業及び信用侵害による損害につき製造物責任法を適用したのも適切であるが、判例③が欠陥の調査・修補等の費用を製造物責任法に基づき損害賠償請求することを認めたのは、法解釈を誤ったものといわざるを得ない。



#### 4 おわりに

製造物責任法は、その保護の主体を消費者に限定したり、個人事業者に財産侵害以外に拡大したりするといった制限的な立法とはせずに、法人である事業者を含めて、一切の主体を保護対象に含めた。これは立法論としては疑問がないわけではないが、既に述べたようにバイスタンダーとしての被害に関する限りでは合理性は否定できず、また、個人事業者の場合、事業上の財産損害を適用除外とすると、例えば業務用冷蔵庫の欠陥による火災で、店舗兼住居が焼失したような事例では個人財産か事業財産かで製造物責任法の適用が分かれ煩雑になるので、適用をめぐる議論を避けるために一切の者を保護範囲にしたのは全く不合理だとはいえない。少なくとも現行法解釈としては、事業上の損害の賠償も製造物責任法により賠償請求できるということを前提にして考えざるをえない。

製造物責任法3条本文は、自然人にのみに係わる生命、身体とは別に「財産」を侵害して損害を受けた場合を規定しており、上記のように事業上の損害はここに関係する。転売差益、欠陥の調査、修理費用等、製品の使用による収益についての逸失利益などは、履行に関する利益（履行利益）として、債務不履行責任または瑕疵担保責任の排他的適用領域に属し、製造物責任法を適用する必要はない。単に欠陥により「財産」損害が生じるだけでは足りないことを確認するのが、製造物責任法3条本文の「財産」を侵害して「損害」が発生することを必要とした趣旨である。

その結果、①その趣旨は、債務不履行責任または瑕疵担保責任の排他的適用領域に属する損害でなければよいという点に尽き、また、②製造物責任法が事業上の損害も特別扱いしないという趣旨も加えて考慮するときは、「財産」は広く理解されてよい。③その製品を使用できないことによる収益の損失ではなく、④レストラン等、食品の欠陥により食中毒を出し、保健所より営業停止処分を受けたり、信用が低下して回復するまで収益が落ち込んだ等の損害は、拡大損害の部類に属するものであり、営業、信用といった第一次侵害がありその



結果として財産損害が生じたものとして、製造物責任法3条を適用してよいであろう。

こうして、単に財産損害が生じたという純粋財産損害の事例から、営業または信用侵害という観念を設定することにより、その侵害が認められる事例を第一次侵害のある事例として区別することができることになる。そして、このような思考は、製造物責任を超えて、不法行為責任一般に通用するものである。自己所有物の侵害の場合にはその所有権侵害、他人から賃借している物の侵害の場合には賃借権の侵害として構成しなくても、営業侵害と構成することも可能になるのである。例えば、店舗が被害を受けた場合、所有権侵害による営業利益の「損害」発生ではなく、「営業」——権利と構成するか利益（法益）と構成するかは措く——の侵害による損害と直裁に構成することが可能になる<sup>33)</sup>。

こうして、本稿の議論は製造物責任法の解釈を超えて、不法行為法の一般論へフィードバックすることが可能であり、民法709条の「権利または法律上保護される利益」（法益）に、営業や信用といった権利ないし利益（法益）を、自然人か法人かを問わず含めるべきである。これにより、純粋経済損害の事例にすぎないかのような事例を、広く権利または法益侵害があるものとして認めることが可能となる。営業侵害、信用侵害の不法行為類型については、別稿で検討したい。

---

33) 確かに、因果関係の問題として、損害の範囲のレベルで問題にすることも不可能ではない。例えば、伝染病に罹患した家畜により、他の家畜が伝染病に感染し、その感染した家畜から他の家畜に更に伝染病が拡大した場合、更には、伝染病の蔓延を防止するため汚染された施設を取り壊した場合、因果関係が問題になるが、それぞれ所有権侵害の不法行為が成立し便宜上1つの不法行為としてまとめて損害賠償請求ができるにすぎない——継続的不法行為の場合は、不法行為自体が続いている——。伝染病が他の業者の家畜に拡大した場合には、賠償範囲としての因果関係の問題に過ぎないのではなく、不法行為と第一次侵害との因果関係という、不法行為の成立レベルでの因果関係が問題になる。

## 追記

東京地判平22・4・21（LLI掲載）が、Y会社が製造した灯油用ポリエチレン缶を購入し、A株式会社の特約店等に納入したXが、本件灯油缶のキャップに欠陥があり、販売した製品をすべて回収せざるを得なくなったとして、Y会社に対し、製造物責任法3条に基づき損害賠償を請求した事例で、Y会社に製造物責任法3条の責任を認め、「本件製品は灯油缶という危険な製品であり、本件欠陥のような欠陥があると、重大な事故が発生し、他人の財産、身体のみならず生命までもが危険にさらされる可能性があったものであり、原告は、総務省消防庁、経済産業省資源エネルギー庁等からも全数回収に向けた取組みを徹底するよう指導を受けるなどしていたものであって、危険な製品に関するリコール制度の現状に照らしても、原告において全品回収という対応をとったことはやむを得なかったというべきである」として、全品回収・廃棄による損害の賠償を命じている。相当因果関係の有無の議論はされたが、このような損害が製造物責任法3条の適用対象か否かの議論はされていない。